

(Ⅳ) 新品種・新技術活用環境整備事業

国産原材料供給力強化支援事業

第1 趣旨

要綱別表1のⅣの新品種・新技術活用環境整備事業（国産原材料供給力強化支援事業）の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 事業内容

加工・業務用需要における国産原材料の安定供給体制の確立や付加価値の高い製品・サービスの提供による国産原材料需要の開拓を図るため、生産から流通・加工に至る各プロセスにおいて以下の次の対策を講じることにより、加工・業務用向けの新たなサプライチェーンの構築を推進するものとする。

1 品目共通

- (1) 国産原材料供給・利用協議会の開催
- (2) 新品種等現地適応性試験の実施
- (3) 導入品種等の加工適性試験の実施
- (4) 種子種苗等の供給体制の整備
- (5) G A P・トレーサビリティ手法の導入
- (6) 機械・設備等のリース

2 安定供給体制確立支援型

- (1) 低コスト流通システムの実証
- (2) 労働力調整・安定出荷体制の確立
- (3) 園地等の再編の推進
- (4) 園地・栽培施設のリース
- (5) 共同利用機械整備

3 付加価値向上等緊急支援型

- (1) 新たな栽培技術等の実証・普及
- (2) 付加価値加工流通体制の確立
- (3) 商品化試験
- (4) 共同利用機械整備

4 加工・業務用野菜生産加速化支援型

- (1) 機械の維持管理・改良
- (2) 加工・業務向け品種の導入
 - ア 種子種苗等の導入
 - イ 育苗ハウスのリース

第3 対象品目

助成の対象となる対象品目は、野菜、果樹及び茶とする。

ただし、安定供給体制確立支援型の助成の対象となる品目は、野菜及び果樹とする。

また、付加価値向上等緊急支援型の助成の対象となる品目は、茶とする。

なお、加工・業務用野菜生産加速化支援型の助成の対象となる品目は、野菜とする。

第4 事業実施主体

1 要綱別表1のⅣの事業実施主体の欄の生産局長が別に定める要件は、次に掲げるものとする。

(1) 生産者、中間事業者、食品製造業者等（飲食物（飲食料品又はその原料若しくは材料として使用される農林水産物をいう。）の製造、加工又は製造若しくは加工を行うとともに当該飲食物の販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）を構成員に含むこと。

(2) (1)に掲げる構成員のいずれかに事務局を置くこと。

(3) 代表者、組織及び運営についての規約等が策定されていること。また、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有していること。

なお、規約等の記載事項は、次に掲げるものとする。

ア 名称、住所及び目的に関すること。

イ 事業の実施期間及び実施体制に関すること。

ウ 補助金の管理及び執行に関すること。

エ その他事業の実施に必要なこと。

(4) 生産者、中間事業者、食品製造業者等の構成員の合意形成が十分に図られていること。

2 要綱別表1のⅣの事業実施主体の欄の6の生産局長が別に定めるその他農業者の組織する団体は、代表者、組織及び運営についての規約等の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行いうる団体とする。

3 中間事業者

第4の1の(1)の中間事業者は、次に掲げる全ての要件を満たす民間事業者をいう。

(1) 事業対象品目の農産物を加工・業務用原材料として生産者から購入すること。

(2) 食品製造業者等の需要に合わせた数量、品質、形態等での供給を行うこと。

(3) 加工・業務用需要対応のため産地の指導及び育成の取組を行うこと。

なお、生産者は中間事業者を、中間事業者は食品製造業者等を兼ねることができるものとし、生産者が中間事業者を兼ねる場合は(1)の規定において「生産者から購入」とあるのは「自ら生産」と、中間事業者が食品製造業者等を兼ねる場合は(2)の規定において「形態等での供給」とあるのは「形態等で自ら確保」と読み替えるものとする。

第5 事業実施期間

要綱第3の1の生産局長が別に定める事業実施期間は、事業実施計画の承認を受けた年度内とする。

第6 事業の成果目標

1 要綱第4の1の成果目標の基準は、別表1に掲げるとおりとする。

2 成果目標の設定に当たっては、効果的なものとなるよう、その設定根拠を明確にすること。

3 要綱第4の2の生産局長が別に定める目標年度は、事業実施計画承認初年度の3年後とする。

第7 事業の補助要件

1 地方農政局長は、要綱別表1のⅣの補助要件の欄に定める要件を全て満たす場

合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。なお、同欄の3の生産局長が別に定める基準等は、別表2及び次に定めるとおりとする。

- (1) 取組の内容が事業の目的に沿っていること。
- (2) 取組の内容が推進体制、事業スケジュール等から適切であること。
- (3) 事業実施主体が、過去2年間に農産物及び食品の契約取引や安定供給に影響を及ぼす法令等について、国や地方公共団体から罰則、改善命令等の処分を受けている場合にあっては、処分完了後に、事業に係る国産原材料の生産、流通、加工等が適切に行われることが書面をもって問題がないと認められること。
- (4) 取組の内容が「国産原材料による加工・業務用需要への対応指針」（平成21年3月農林水産省生産局公表）の内容に沿ったものであること。
- (5) 国産原材料の供給・利用に関する取組が、生産者が中間事業者を、又は中間事業者が食品製造業者等を兼ねる場合であって、かつ、二者のみによる契約取引である場合は、事業実施計画において、成果目標年度までに中間事業者と直接取引を行う生産者又は食品製造業者等を増加させる旨を規定していること。

2 共同利用機械整備

第2の2の(5)又は3の(4)に掲げる共同利用機械整備を行う場合は、1の要件に加え、次の要件を満たすものとする。

- (1) 共同利用機械整備を行う事業実施主体は、次に掲げる要件を満たしていること。なお、生産者及び中間事業者は同一の国産原材料供給・利用協議会に所属していることを要する。

ア 生産者が共同利用機械整備を行う場合

(ア) 中間事業者と基本契約（加工・業務用原材料としての国産農産物の供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、期間及び数量について約するものをいう。以下同じ。）を締結していること。

(イ) 生産者が中間事業者を兼ねる場合にあっては食品製造業者等と基本契約を締結していること。

イ 中間事業者が共同利用機械整備を行う場合

中間事業者が生産者と基本契約を締結していること。

ウ 法人格を有する国産原材料供給・利用協議会が共同利用機械整備を行う場合

共同利用機械整備を行う国産原材料供給・利用協議会の生産者と中間事業者の間及び中間事業者と食品製造業者等の間で、対象品目を同じくする基本契約を締結していること。生産者が中間事業者を兼ねる場合又は中間事業者が食品製造業者等を兼ねる場合にあっては、生産者と食品製造業者等又は生産者と中間事業者が基本契約を締結していることとする。

- (2) 整備を予定している機械が、本事業の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 国産原材料供給・利用計画に基づく機械の適正な利用が確実であると認められ、かつ、機械の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- (4) 機械の能力が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であること。
- (5) 機械の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
- (6) 機械の投資費用が、必要最小限のものと認められること。
- (7) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込ま

れること。

- (8) 事業実施主体が、農業協同組合連合会又は農業協同組合である場合は、次に掲げる女性の参画に関する事項を設定していること、又は事業実施期間中に設定することが確実であると見込まれること。

ア 事業実施主体が農業協同組合連合会である場合は、都道府県内の農業協同組合における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標

イ 事業実施主体が農業協同組合である場合は、当該組織における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標

- (9) 共同利用機械整備による全ての効用によって、全ての費用を償うことが見込まれるものであること。その判断に当たっては、投資が過剰とならないよう、整備する機械・施設の導入効果について、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）に準じて費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分検討するものとする。

第8 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成・承認

- (1) 国産原材料供給・利用協議会は、別記様式第1号により、要綱第5の1の(1)に定める事業実施計画を作成し、原則として国産原材料供給・利用協議会の事務局が所在する区域が都府県にある場合にあっては直接、北海道にある場合にあっては北海道農政事務所を経由して地方農政局長に提出し、承認を得るものとする。

- (2) 別に定める公募要領により選出された補助金等交付候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなす。

- (3) 成果目標を達成するために事業実施計画を変更する必要がある場合は、(1)の手続に準じて行うものとする。

ただし、協議会の事務局を担当している者の変更及び脱退を内容とする変更は、原則として認めない。

- (4) 要綱第5の1の(3)の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 成果目標の変更

ウ 事業実施主体の変更

エ 施行箇所及び設置場所の変更

オ 事業費又は事業量の3割を超える変更

カ 施設等の新設又は廃止

- (5) 地方農政局長は、事業の円滑な実施に資するため、要綱第9に基づき関係都道府県との間で情報共有を行うものとする。

2 事業の着手等

- (1) 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に事業に着手（機械の発注を含む。）するものとする。また、共同利用機械整備に着手するときは、別記様式第2号により、速やかに入札結果報告・着手届

を地方農政局長に届け出るものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により、地方農政局長に届け出るものとする。

- (2) (1) のただし書により交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付要綱第4の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) (1) のただし書により交付決定前に着手する場合については、地方農政局長は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるように留意するものとする。

3 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、事業により整備した共同利用機械について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

共同利用機械の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が事業により整備した共同利用機械の管理運営を直接行い難い場合には、他に定めのある場合を除き、事業の実施地域に係る団体であって地方農政局長が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り管理運営させることができるものとする。

4 事業名等の表示

事業実施主体は、事業により整備した共同利用機械には、事業名等を表示するものとする。

第9 事業の実施基準等

1 実施基準

- (1) 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業を補助対象とすることは、認めないものとする。
- (2) 補助対象経費は、事業に直接要するもので、共同利用機械整備のほかは別紙に定める経費であって、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。
- (3) 販売促進のために実施するPR活動としての、ポスター、リーフレット等の作成、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝・広告等に係る経費は、補助の対象外とする。
- (4) 事業実施主体は、地方農政局長が適当と認める事業又は専門的な知見を要する取組を、必要に応じて一部委託することができるものとする。

- (5) 受益農家は、原則として3戸以上とすること。ただし、事業開始後にやむを得ず3戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸以上となるように努めるものとする。
- (6) 国は、取組の進捗状況に応じて、これを全国的に波及させるための手法について検討を行うとともに、現地検討会や成果検討会の開催、成果事例集の作成等、事業のモデルを波及させるための取組に努めるものとする。

2 事業の内容

(1) 品目共通

ア 国産原材料供給・利用協議会の開催

事業の実施に当たっては、国産原材料の生産・流通・販売等の推進を図るため、連携して事業に取り組む生産者、中間事業者、食品製造業者等で構成される協議会の開催を必須とする。

イ 新品種等現地適応性試験の実施

実需者が求める新品種等の導入のための検討会、実証試験を実施できるものとする。なお、実証試験の実施に係るほ場借上料、管理作業・生育・調査賃金、栽培等管理指導費、品種特性等検査費等を、補助の対象に含むことができるものとする。

ウ 導入品種等の加工適性試験の実施

対象品種について中間事業者、食品製造業者等の要望する加工適性を評価するための検討会、加工適性試験等を実施できるものとする。なお、試験の実施に係る設備使用料、品質分析費等を、補助の対象に含むことができるものとする。

エ 種子種苗等の供給体制の整備

加工・業務用需要に対応した品種の種子種苗の導入を円滑に推進するため、生産管理システムの検討、生産技術講習会の開催等を実施できるものとする。なお、講習会の開催に係る実証ほ設置費、種子種苗等購入費、栽培等状況調査費等を、補助の対象に含むことができるものとする。

オ G A P・トレーサビリティ手法の導入

生産から流通までの安全・安心の確保のため、G A Pやトレーサビリティの導入のための検討会、システム実証、マニュアルの作成等を実施できるものとする。なお、実証に係る土壌・生産物の分析費、システム構築に必要な備品費等を、補助の対象に含むことができるものとする。

カ 機械・設備等のリース

国産原材料安定供給に必要な農業用機械、保冷車、保冷库、選果ライン又は加工ラインをリースにより導入する場合のリース料を補助対象とすることができるものとする。なお、リース料は「機械・設備の導入費用／耐用年数」以下であることを要する。

(2) 安定供給体制確立支援型

ア 低コスト流通システムの実証

産地からの出荷形態、流通経路、原材料の食品製造業者等への販売形態、一貫した温湿度管理等の全体を網羅した流通システムの検討実証を実施できるものとする。なお、実証に係るコンテナのリース料等を補助対象とすることができるものとする。

イ 労働力調整・安定出荷体制の確立

加工・業務用需要に対応できる産地の円滑な育成のため、労力集中時期

の労働力確保体制の確立に資する調査、求人情報システムの作成、就労者の研修・指導等を行うことができるものとする。

ウ 園地等の再編の推進

果樹の取組にあっては、加工・業務用需要に対応するための効率的かつ安定的な栽培を行うことを前提とし、傾斜地等に園地が点在している場合の園地の集積及び再編のための調査、検討等を実施できるものとする。なお、調査、検討等の結果、廃園される園地においては、病害虫の伝染源となるおそれがあると認められる樹体の撤去等を実施できるものとする。

エ 園地・栽培施設のリース

加工・業務用需要への対応に資する産地体制の確立に必要な園地及び栽培施設をリースにより導入する場合のリース料を補助対象とすることができるものとする。なお、リース料は「施設の導入費用／耐用年数」以下であることを要する。

オ 共同利用機械整備

国産原材料供給・利用計画を達成するため、他の取組と一体的に共同利用機械の整備を実施できるものとする。

(3) 付加価値向上等緊急支援型

ア 新たな栽培技術等の実証・普及

新たな栽培技術の普及・定着の推進のため、実証ほの設置、機械の改良等を実施できるものとする。なお、実証の実施の作業に係る経費、種子種苗等の資材費、機械リース等による実証経費、実証・評価レポート作成費等を、補助の対象に含むことができるものとする。

イ 付加価値加工流通体制の確立

加工流通段階での付加価値の創出を確保するため、新たな商品展開を見据えた加工流通体制を確立するための加工施設や分析機械等の実証・導入を行うためリースによる機器導入及び作業の委託を実施することができるものとする。

ウ 商品化試験

国産原材料の需要拡大のため、産地から調達した原料を主とした新商品の企画、試作及び開発、実需者、小売業者及び消費者を対象とした評価会の開催等による評価を実施することができるものとする。なお、試作・改良費、加工・製造技術指導費、評価会開催費、モニター調査費、評価用資料の作成費等を、補助の対象に含むことができるものとする。

エ 共同利用機械整備

国産原材料供給・利用計画を達成するため、他の取組と一体的に共同利用機械の整備を実施できるものとする。

(4) 加工・業務用野菜生産加速化支援型

ア 機械の維持管理・改良

加工・業務用野菜生産の機械化に伴い、追加的に必要となった技術指導料やメンテナンス代（現地仕様への改良を含む。）等について助成を受けることができるものとする。

なお、補助対象とする機械は（5）のカに定めるとおりとする。

イ 加工・業務向け品種の導入

(ア) 種子種苗等の導入

加工・業務用に適した品種の導入に伴い、追加的に必要となった種子種

苗及び資材の導入経費について助成を受けることができるものとする。

(イ) 育苗ハウスのリース

加工・業務用に適した品種の導入に伴い、追加的に必要となった育苗ハウスのリース代について助成を受けることができるものとする。

(5) 共同利用機械整備

(2) のオ又は (3) のエの共同利用機械整備を行う場合には、次の実施基準を満たさなければならないものとする。

ア (1) のア以外の取組と一体的に実施するものとする。

イ 事業実施主体が農業者等の組織する団体である場合において、次のいずれかの要件を満たす場合については、受益農家が3戸未満であっても事業実施主体として認めるものとする。この場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画に別記様式第4-1号（農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）用）又は第4-2号（特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）用）の事業実施主体要件適合確約書を添付するものとする。

(ア) 事業実施計画策定時に、特定農業法人であって、次の要件を全て満たすものであること。

なお、c及びdの目標年度は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

a 事業終了後5年間特定農業法人であるか、基盤強化法第23条第4項の農用地の利用の集積を行うことが確実であると見込まれること。

b 特定農用地利用規程（基盤強化法第23条第7項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。）の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

c 特定農用地利用規程の区域で生産する農産物の取扱高が当該法人の農産物の取扱高全体の過半を占める旨の目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

d 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する旨の目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(イ) 事業実施計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合連合会又は農業協同組合が構成員となっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農地所有適格法人であって、次の要件を全て満たすものであること。

なお、b及びcの目標年度は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

a 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承してほしい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。

b 当該法人の受益区域で生産する農産物の取扱高が当該法人の農産物の取扱高全体の過半を占める旨の目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

c 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する旨の目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

ウ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の3に規定する農事組合法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農地所有適

格法人、特定農業団体（基盤強化法第23条第4項に基づく特定農業団体をいう。以下同じ。）及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

エ 補助対象事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な現地価格により算定するものとし、共同利用機械の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大精算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

オ 各取組における方針、計画等が地域において策定されており、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

カ 補助対象とする共同利用機械

（ア）補助対象とする共同利用機械の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）、「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」

（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官通知）及び「補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について」（昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官通知）の定めるところによるものとする。

また、補助対象の内容等は、「産地活性化総合対策事業の対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」（平成23年4月1日付け22生産第11045号農林水産省生産局長通知）によるものとする。

（イ）補助の対象とする共同利用機械は、新品とし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

（ウ）共同利用機械の導入に対する補助は、新たな技術体系の普及や高度な産地の育成等を図ることを目的にモデル的に実施するものであり、既存共同利用機械の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新）は、補助の対象としないものとする。

（エ）共同利用機械の能力及び規模は、産地の栽培面積、生産数量、出荷計画等を勘案して決定するものとし、整備のための計画策定に当たっては、アンケート調査等により、農業者の共同利用機械の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況、利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力・規模の決定を行うものとする。

また、コスト低減を積極的に推進し、複数の作物に利用が可能な共同利用機械については、清掃の励行等により、利用が可能な複数の作物への活用を推進するものとする。

さらに、生産コストの低減を図る観点から、農地利用の合理化及び共同利用機械の利用を十分推進し、効率的な生産体制の確立に資するよう配慮するものとする。

（オ）共同利用機械の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、認定農業者（基盤強化法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同

じ。)又はこれを目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

a 認定農業者又はこれを目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

b 必要に応じ、共同利用機械の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

(カ) 環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意して整備を講ずるものとする。

キ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として共同利用機械を整備する場合については、次によるものとする。

(ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長に協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

(イ) 事業実施主体は、原則として、農業協同組合連合会及び農業協同組合に限るものとする。

(ウ) 当該機械の受益戸数は、原則として、3戸以上とする。

(エ) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担(事業費－補助金)／当該機械の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

(オ) 貸借契約は、文書によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ク 果樹の取組については、「果樹産地構造改革計画について」(平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知)に基づき果樹産地構造改革計画(以下「産地計画」という。)を策定した地域において実施することが望ましい。この場合、産地計画に位置づけられた加工・業務用仕向けの推進に係る取組と整合性を図ることとする。

また、当該都道府県において、対象品目に係る果樹収穫共済の引受けが行われている場合にあつては、受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入率が当該都道府県平均以上であること又は当該都道府県平均以上となることが確実と見込まれることとする。

ケ 野菜の取組については、「野菜の産地強化計画の策定について」(平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知)に基づき産地強化計画を策定し、都道府県知事に認定を受けた地域において実施することが望ましい。

コ 共同利用機械整備に当たっては、必要に応じてオペレーターの養成、生産の組織化、作業受委託の促進等の対策を講ずること等により、効率的な利用となるよう配慮するものとする。

サ 事業の実施に当たっては、今後の農作物生産の機械化を推進する観点から、農林水産省に設置された「栽培様式標準化推進会議」で決定された「機械化のための標準的栽培様式」の活用を努めるものとする。

シ 無人ヘリコプターについては、無人ヘリコプター利用技術指導指針(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農林水産省農蚕園芸局長通知)によるもの

とし、事業実施主体は、同通知第7の1に定める者を1人以上擁するものとする。

なお、事業実施主体等は、事業目的に沿って、同通知第9の1の研修等によって操作要員の技術向上を図ることができるものとする。

第10 事業実施状況の報告

1 事業実施状況の報告

要綱第6の1の生産局長が別に定める事業実施状況の報告は、事業実施主体が、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を翌年度の7月末日までに別記様式第5号により、地方農政局長に報告するものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

地方農政局長は、1の規定による事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第11 事業の評価

1 事業実施主体による自己評価

要綱第7の1の生産局長が別に定める事業の評価は、事業実施主体が自ら、別記様式第6号に定める事業評価シートにより事業評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の9月末日までに、地方農政局長に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局とする。以下同じ。）の管轄する地域に及ぶ場合には、報告を受けた地方農政局長は、関係地方農政局長に対し、報告書の写しを送付するものとする。

2 地方農政局長による評価

（1）点検評価

ア 地方農政局長は、報告を受けた事業評価の結果について、関係部局で構成する検討会を開催し、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、事業実施計画との整合等を確認するものとする。

イ 地方農政局長は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ 地方農政局長は天災等やむを得ない事情により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 地方農政局長から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに地方農政局長に報告するものとする。

（2）総合評価

地方農政局長は、（1）の点検評価の実施に当たっては、地域農業及び社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度に加え、費用対効果分析、担い手育成効果、事業実施計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

（3）評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合や、機械の稼働率が計画に対し70%未満の状況が3年間継続している場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に事業が実施されていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、当該事業実施主体に対し、別記様式第7号に定める改善計画を作成させるものとする。

この場合において、事業実施主体は、さらに2年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 地方農政局長（生産局長を除く。）は、報告を受けた事業評価を取りまとめ、自らが実施した点検評価の結果を附して目標年度の翌年の10月末日までに生産局長に報告するものとする。

ウ 地方農政局長は、事業評価の結果を、速やかに公表するものとする。

第12 留意事項

1 農山漁村の男女共同参画社会の形成の推進

事業の実施に当たっては、「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」（平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、水産庁長官通知）に基づく男女共同参画社会の形成に向けた施策の着実な推進に配慮するものとする。

2 環境と調和のとれた農業生産活動の促進

事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した機械を利用する農業者から、同通知の別紙1の（2）に定める点検シートの提出を受けることなどにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

ただし、機械を利用する農業者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難な場合は、この限りではない。

3 農業共済等の積極活用

国産原材料の生産に携わる関係者は、事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済への加入に努めるものとする。

4 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環廃産第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、園芸用使用済みプラスチック等の適正処理を推進するための組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

別表 1

達成すべき目標一覧

目標項目	達成すべき目標の基準
国産原材料の供給力の向上 (事業の対象品目ごとに設定するものとする。)	生産者、中間事業者及び食品製造業者等間の全ての取引段階において、 1 国産原材料供給・利用協議会の生産者が生産した加工・業務用原材料及びこれを使用した製品等の協議会内への出荷量（以下「協議会内出荷量」という。）をそれぞれ10%以上増加させること。 2 当該品目について、加工・業務用仕向け取引に初めて取り組む場合等、1の目標値の算出が不可能な取引段階がある場合は、当該取引段階における全出荷量のうち、協議会内出荷量の割合を5%以上とすること。 なお、この成果目標の設定に当たっては、成果目標年度において、全ての構成員が協議会内出荷量を増加させること、かつ、国産原材料供給・利用協議会外への出荷量を含めた全ての出荷量を現状以上増加させることを前提とする。
国産原材料の供給連鎖による付加価値の向上	生産者、中間事業者及び食品製造業者等の全ての取引段階において、 1 国産原材料供給・利用協議会の生産者が生産した加工・業務用原材料及びこれを使用した製品等の協議会内への販売金額並びにサプライチェーンの最終段階に位置づけられる食品製造業者等については協議会外への販売金額（以下「協議会内販売金額等」という。）をそれぞれ5%以上増加させること。 2 当該品目について、加工・業務用仕向け取引に初めて取り組む場合等、1による目標値の算出が不可能な段階がある場合は、当該段階における全販売金額のうち、協議会内販売金額の割合を3%以上とすること。 なお、この成果目標の設定に当たっては、成果目標年度において、全ての構成員が協議会内販売金額等を増加させること、かつ、国産原材料供給・利用協議会外への販売金額を含めた全ての販売金額を現状以上増加させることを前提とする。

(注) 国産原材料の供給・利用に関する取組が、生産者が中間事業者を、又は中間事業者が食品製造業者等を兼ねる場合であって、かつ、二者のみによる契約取引である場合は、事業実施計画において成果目標年度までに中間事業者と直接取引を行う生産者又は食品製造業者等を増加させる旨を規定していること。

別表 2

共同利用機械整備の実施における満たすべき事項

事 項
1 既存の機械の利用状況、個人による選別・出荷状況、個人施設等の保有・使用状況、利用継続年数等を把握して調整していること。
2 都道府県が作成する「農業機械の導入に関する計画」の利用下限面積を満たしていること。
3 機械への過大な投資を防ぎ稼働の効率化を図るため、作付品種の分散、収穫時期の調整等により、特定の日時に集中することのないよう検討されていること。
4 機械の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。また、産地の作付面積、単収、生産数量、出荷計画等が実績及び作物を取り巻く状況から見て妥当であること。
5 機械の数量・規格等が利用計画等から見て妥当であること。
6 機械の利用料金について、機械の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
7 機械の規格・能力、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
8 農家意向調査について、担い手農家の意向を把握していること。また、調査の精度等が適正であること。
9 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、1.0以上であること。
10 国庫補助金が、対象となる補助率で正しく計算されていること。
11 必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
12 適正な収支計画となっていること（支出については、機械の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。）。
13 独立行政法人等の試験研究機関や都道府県、市町村等関係機関の連携・支援体制が整備されていること。また、必要に応じ専門家等による経営診断等の指導が受けられる体制となっていること。
14 管理運営規程等により機械が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
15 施行方法の選択が適切になされていること。

16	入札の方法に関する知識を有していること。
17	事業実施体制が、十分なものとなっていること。
18	その他、法律に定める基準等が満たされていること。

別紙

費目	細目	内容	注意点
備品費		本事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	取得単価が50万円以上の機械及び器具については、見積書（該当する設備備品が1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費	切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	本事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、機械・施設、会場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献にかかる経費	新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	本事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要なる材料にかかる経費	原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等	消耗品は物品受払簿で管理すること。

旅費	委員旅費	本事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	国内旅費に限る。
	専門員旅費	本事業を実施するために直接必要な情報収集等を行うための旅費として専門家に支払う経費	国内旅費に限る。
謝金		本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		本事業を実施するために直接必要な業務を目的として雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）にかかる経費	雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、とりまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 補助金の額の50%未満とすること。 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		本事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	

	印紙代	本事業を実施するために 直接必要な委託の契約書 に貼付する印紙の経費	
--	-----	--	--

- 1 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 上記欄の経費であっても、以下の場合にあっては認めないものとする。
 - （1）本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
 - （2）補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタル